東京二十三区地域(練馬区)循環型社会形成推進地域計画



(計画期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日)

令和元年 11 月 29 日申請

練馬区

目 次

1		抴	域の	循環	型社	:会:	形	成る	を打	建進	す	`る	た	め	の	基	本	的	な	事	項													
(1)	対象	地域		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(2)	計画	期間		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(3)	基本	的な	方向	١.	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2		循	環型	社会:	形成	推	進	のt	<u>ا</u> ا	5σ.)現	狀	لح	目	標																			
(1)	一般	廃棄	物等	<u></u> ග	処:	理(り到	見り	` •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(2)	一般	廃棄	物等	<u></u> ග	処:	理(DE	目標	Ę •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
3		2	3 区	にお	ける	施	策	の P	勺茗	\$																								
(1)	家庭	ごみの	の発	生	抑	制、	₽		用	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•	•	8
(2)	事業	系ご	みの	発:	生	抑制	訓、	再	使	用	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•	•	9
(3)	処理	体制		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•	•	10
(4)	処理	施設(の整	備	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•	•	12
(5)	その	他の	施策	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•	•	13
4		計	画の	フォ	п –	ア	ッ	プと	ヒ事	移	評	価																						
(1)	計画	のフ	オロ	—	ア	ッラ	プ・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•		•	•	•	15
(2)	事後	評価	及び	計i	画	の§	킽	īί	, •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
5		添	付資	料																														
		泺	什么	坐礼 [些.																													16

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1)対象地域

構成区名 練馬区

面 積 48.08 km² (平成26年10月1日現在)

人 口 735,212人(平成30年10月1日現在)

(東京都行政区画図・・・資料1(P.17参照)のとおり)

面積は「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」による。

人口は「東京都の人口(推計)」による。

(2)計画期間

本計画は平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間を計画期間とする。 なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直す ものとする。また、清掃一組の第四期策定に伴って、当計画の第二期を策定する。

(3)基本的な方向

ア 地域の特性

東京二十三区(以下「23区」という。)は、面積においては東京都全体の28.6%を占めているに過ぎないが、人口では69.0%を占めている。さらに夜間人口927万人に対して、昼間人口は1,203万人に達しており、通勤・通学者による流入超過人口が他都市と比較して大きいのも特徴として挙げられる。高齢化は年々進んでおり、単身世帯の割合が高く、全国と比較して居住面積は狭い傾向にある。

地域の特色として、わが国における政治・経済活動の中枢が集中する都市であり、オフィス街、商業地域、中小の工場地帯、住宅地等が複雑に入り混じり、極度に過密化した地域である。平成28年調査における事業所数は55万所で、そこで755万人の従業員が働いている。

社会基盤の整備では、道路、交通機関は整備されているが、主要幹線道路を中心に交通渋滞が慢性的に発生している。下水道普及率は概成100%となっているが、一部に単独処理浄化槽や汲取り便所を使用している世帯も残っている。

イ 地域における廃棄物の特性と広域処理の実態

23区で発生する一般廃棄物(直接資源化量を除く。)は約277万トン(平成29年度)で、ごみ量のピークとなった平成元年度における約490万トンと比較すると、29年間で約213万トン、約43%の減量を達成している。

廃棄物の排出割合は、企業から排出される事業系一般廃棄物が他の地域に比べて高く、 おおむね45%を占めている。また、都市部の特徴でもある匿名性の陰で、ごみ分別の 不徹底や公園などへの不法投棄も散見される。

23区における一般廃棄物の収集・運搬や分別区分の決定、資源回収の実施、3R施 策の推進については、23区が地域の実情を反映して行っている。区が収集したごみの 中間処理や汲取りし尿等の下水道投入の事業は、23区で設置した東京二十三区清掃一 部事務組合(以下「清掃一組」という。)が共同処理を行っている。また、最終処分は東 京都が設置し、管理する最終処分場に埋立処理を行っている。

ウ 練馬区の取り組み

練馬区の人口は約73万人と、23区内では世田谷区に次ぐ人口規模であり、今なお増加傾向である。また、高齢者比率が高まるなど、世帯構成やライフスタイルの変化が進みつつある。

このような状況を踏まえ、練馬区では練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画の中で、「みどりあふれる循環型都市をめざして」という基本理念のもと、「ごみの発生抑制・再使用の促進」、「多様な資源循環の推進」、「適正処理の推進」、「情報発信および参画・連携体制の充実」の4つの基本方針を掲げている。これら4つの基本方針をもとに、ごみの減量、分別の推進や区民・事業者と協働した3Rの推進を行い、循環型社会の形成を目指していく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1)一般廃棄物等の処理の現状

ア 一般廃棄物の処理

平成25年度、23区における一般廃棄物の排出及び処理の状況は図1(P.4参照)のとおりである。

総排出量は集団回収量を含め約337万トンであり、再生利用される「総資源化量」は約63万トン、リサイクル率((直接資源化量+中間処理後の再利用量+集団回収量)/(排出量+集団回収量))は18.7%である。

清掃一組が行っている中間処理による減量化量は約238万トンであり、集団回収量を除いた排出量の約11.4%に当たる約36万トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち焼却量は約271万トン(平成25年度)である。各焼却施設では、熱エネルギーを利用した発電を行っており、また、多くの施設では近隣の施設に対し熱供給を行っている(「東京二十三区地域 中継所・中間処理施設・最終処分場施設一覧」P.24参照)。

なお、23区におけるごみ処理の流れは、資料 2 (「23区ごみ処理の流れ」P.18 % 照) のとおりである。

イ 産業廃棄物の処理

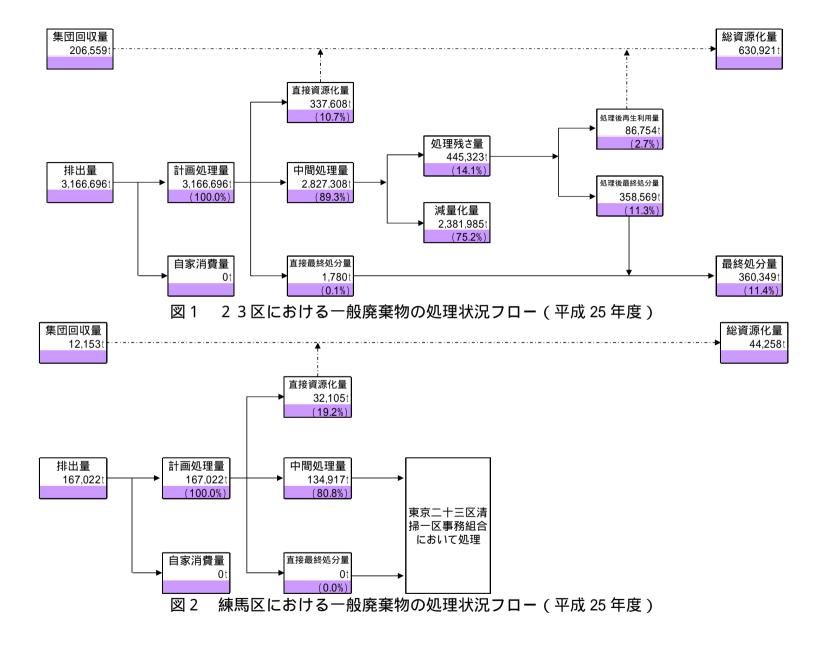
東京都内で発生した中小企業者の産業廃棄物(紙くず・木くず・繊維くず)について、清掃一組では事前に搬入申請を受け付け、受入基準を満たすものに限り受入れを行い、粗大ごみ破砕処理施設にて処理を行っている。平成25年度の受入量は年間約1万3千トンである。

ウ 練馬区における一般廃棄物の処理

平成25年度、練馬区における一般廃棄物の排出処理の状況は図2(P.4参照)のとおりである。

総排出量は集団回収量を含め約18万トンであり、再生利用される「総資源化量」は約4万トン、リサイクル率((直接資源化量+集団回収量)/(排出量+集団回収量))は24.7%である。

中間処理以降は東京二十三区清掃一部事務組合にて処理している。



(2)一般廃棄物等の処理の目標

ア 東京二十三区

本計画の計画期間中、23区においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1-1のとおり目標量について定め、一層のごみの減量化を目指し、地域の実情を踏まえた取組を継続して進めていくものとする。

表1-1 東京二十三区の減量化・再生利用に関する現状と目標

	指	標	現状(割合 (平成25年)	1) 호)	目標(割合 (平成33年)		
	事業系	総排出量	1,446,481トン		1,427,152トン	(-1.3%)	
	ごみ	1事業所当たりの排出量 2	2.29トン/事業所		2.27トン/事業所	(-0.9%)	
排出量	家庭	総排出量	1,720,215トン		1,665,000トン	(-3.2%)	
	ごみ	1人当たりの排出量 3	156kg/人	(-8.2%)			
		総排出量合計	3,166,696トン		3,092,152トン	(-2.4%)	
		総資源化量	630,921トン	(19.9%)	610,000トン	(19.7%)	
 再生利用量	うち()	直接資源化量)	(337,608トン)	(10.7%)	(320,000トン)	(10.3%)	
一十二十八二里		ラグ生成量、主灰のセメント原料 引処理過程での資源抜取り量)	(58,304トン)	(1.8%)	(55,000トン)	(1.8%)	
	熱回収量	(年間の発電電力量)	1,127,025MWh	`			
減量化量	中間処理	による減量化	2,381,985トン	(75.2%)	2,356,152トン	(76.2%)	
最終処分量	埋立最終	処分量	360,349トン	(11.4%)	306,000トン	(9.9%)	

- 1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合
- 2 (1事業所当たりの排出量) = (事業系ごみの総排出量*)/(事業所数) *資源化量を除く
- 3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) (家庭系ごみの直接資源化量)}/(人口)

事業所数:総務省統計局「経済センサス・活動調査」より

平成25·33年度:563,665所(平成24年度調査結果数値)

人 口 :東京都総務局統計部経済統計課「東京都の人口(推計)」

及び「東京都区市町村別人口の予測」より

平成25年度:9,059,903人(平成25年10月) 平成33年度:9,593,732人(平成32年度予測値)

(指標の定義)

排 出 量:事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位:トン]

再生利用量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和(単位:トン)

熱回収量:熱回収施設において発電された年間の発電電力量(単位:MWh)

減量化量:中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位:トン〕

最終処分量:埋立処分された量(単位:トン)

イ 練馬区

練馬区では、表1-2のとおり目標量を定め、施策に取り組んでいく。

くらしや事業活動のあり方を見直し、ごみの発生・排出を抑制することに直接つながり、かつ統計上比較的安定した管理が可能であるという視点を踏まえ、「区民1人1日あたりのごみ排出量」を指標としている。

練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画においては、区民1人1日あたりのごみ排出量を平成27年度の500gから平成38(令和8)年度には443g(16%の削減)とすることを目標としている。

表1-2 練馬区の減量化・再生利用に関する現状と目標

	指標	現状 (平成25年度)	目標 (令和3年度)
	総排出量	179,175トン	166,676トン
排出量	区収集ごみ量	134,917トン	128,613トン
	1人当たりのごみ排出量	190㎏/人	175kg/人 (-7.9%)
 再生利用量	総資源化量	44,258トン (24.7%)	38,063トン (22.8%)
门工 机用里	(直接資源化量)	(32,105トン) (17.9%)	(28,681トン) (17.2%)
	人口	709,262人	734,495人

(指標の定義)

総排出量:区収集ごみ量+総資源化量(単位:トン)

区収集ごみ量:可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ〔単位:トン〕

総資源化量:分別回収、拠点回収、店頭回収、集団回収〔単位:トン〕

直接資源化量:分別回収、拠点回収、店頭回収〔単位:トン〕

排出量の%は現状に対する割合、再生利用量の%は総排出量に対する割合

[参考:表1-1から熱回収量等を練馬区の人口案分で算出した場合]

算出式:練馬区人口/23区人口×熱回収量等

N H P C M M M M M M M M M M M M M M M M M M	•	
	平成25年度	平成33(令和3)年度
熱回収量(年間の発電電力量) [単位: Mwh]	89,035	97,790
中間処理による減量化 [単位:トン]	188,177	181,424
埋立最終処分量 [単位:トン]	28,468	23,562

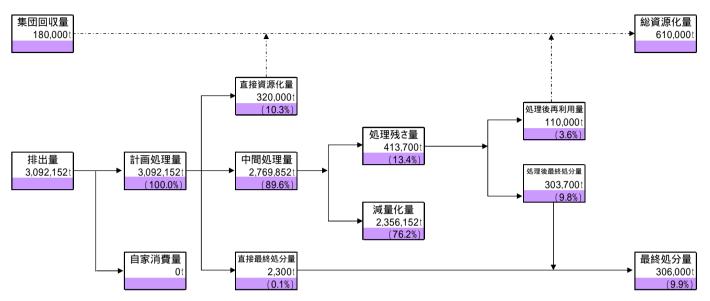


図3 東京二十三区の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成33(令和3)年度)

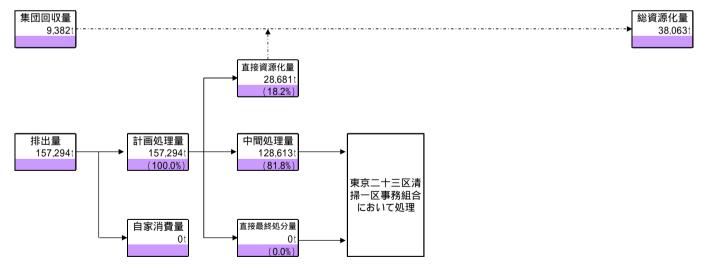


図4 練馬区の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(令和3年度)

3 23区における施策の内容

(1)家庭ごみの発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

家庭ごみは原則として区が無料で収集している。ただし、粗大ごみ及び臨時ごみは 有料で収集を行っている。

家庭ごみの有料化について、一部の区で検討を行っているが、資源化の推進を優先 して取り組んでいる。

練馬区では、家庭ごみの有料化についてはごみ減量と資源化の徹底が期待される ことから、今後の重要な課題として他区の動向を注視しつつ、検討していく。

イ 環境教育、普及啓発

幼稚園又は小中学校と連携し、授業の一環として園児、児童及び生徒に環境教育、 清掃工場見学会を実施している。また、町内会及び区民団体に対しても環境に関する 講座、学習会を開催している。

ごみの分別、資源化等の普及啓発については、区の広報紙やホームページにより情報を発信するほか、区主催による環境フェア等のイベントを開催することで、区民の環境に対する意識の向上に努めている。

清掃一組においても各区の環境フェア等への参加や清掃工場見学を独自に実施している。また、ごみ処理の理解を深めるためにパンフレットを作成・配布し、啓発活動を進めているほか、区民との意見交換会を実施し、区民の参画の促進と情報発信の充実に努めている。

練馬区では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルの一層の理解と協力を得るため、小学校に出向き、主に4年生を対象に模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、清掃車両の荷台部分を透明にした環境広報車を使用し、その仕組みや機能を説明する「ふれあい環境学習」を実施している。

ウ発生抑制、再使用

マイバッグ運動・レジ袋対策

多くの区においてマイバッグ・キャンペーン等により、レジ袋使用量を削減する ための運動を推進している。

練馬区では、東京都が主催するレジ袋削減に向けた意見交換会等の動向を注視している。

再使用

区民主体のフリーマーケットやバザーの開催・後援等により、リユースを推進している。また、区の広報紙やホームページ等で、不用品交換の情報を提供して再利用及び再生利用を呼びかけているほか、不用となった家具や持ち主からの引き取りのない放置自転車をリサイクルし、有償で区民に譲っている。

練馬区では、区民が主催するリサイクル・マーケットに対して、区立公園の使用 許可の申請手続き、資材貸与、区報へ開催内容掲載によるPRなどの支援を行って いるほか、これから主催者になりたい区民を対象とした主催者養成講座を実施している。さらに、家庭で使用できなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、大型生活用品リサイクル情報掲示板を区立施設に設置し、リサイクル情報交換の場を区民に提供している。また、粗大ごみとして収集した家具類のうち、再使用可能となるものを練馬区資源循環センターで簡易な修理・清掃を行い、区内4か所のリサイクルセンターで再使用品等の展示販売を行っている。

資源回収

区民による資源の集団回収活動に対しては、報奨金の交付等の支援を行い、回収 の強化を図っている。また、区による資源回収では、分別排出の促進や回収品目の 拡大に努めている。

練馬区では、集団回収を実施する団体に対して、報奨金および作業用品の支給等を行い、区民が実施する資源回収の促進を支援している。

エ 家庭用ごみ減量器具等への補助

生ごみの排出抑制対策として、多くの区で生ごみ堆肥化容器などに対する斡旋事業に加え、助成金等の制度を定めている。

練馬区では、家庭用生ごみ処理機、コンポスト化容器およびディスポーザーの購入費を一部助成している。

(2)事業系ごみの発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

事業系一般廃棄物の受入れについては、平成8年に全面的に有料化となった。 事業者は主に清掃工場への持込み、又は収集・運搬業者による引取りにより処理を

行っている。ただし、排出するごみが少量の場合は、区が有料で収集を行っている。

イ 事業者の発生抑制、再使用の推進

発生抑制、再利用、資源化

区は、一定規模を超える事業者に対し廃棄物管理責任者の選任・届出、再利用計画書の提出をさせ、ごみの分別の徹底、減量化及び資源化を図っている。また、立入調査を行い、適切なごみ処理を指導し、助言を与えている。さらに、模範的で優れた取組を行っている事業者を表彰することで、事業者による取組の促進を図っている。

また、過剰包装の抑制、マイバッグ利用の推進、再生品や環境に配慮した商品の 販売促進、下取り又は引取りなどの販売店による回収の推進を啓発している。

練馬区では、毎年度提出される、事業用大規模建築物における再利用計画書や立 入調査をもとに、管轄する各清掃事務所と優良事例の案内方法や事業者に対する 表彰方法について検討している。さらに廃棄物管理責任者講習会を年2回実施し、 一定の頻度で事業者への指導を行っている。

ごみ処理券の指導強化

区はごみ処理券を貼付していないごみや容量に見合った金額のごみ処理券が貼

付していないごみに対して、排出事業者を調査し、適正負担の指導を徹底している。 (3)処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

東京二十三区

可燃ごみについては焼却処理し、熱エネルギーを回収しているが、平成20年度からは従来の分別区分を変更し、資源化できない廃プラスチック類については焼却処理を行い、エネルギー回収(サーマルリサイクル)を実施している。

平成30年度現在、可燃ごみは23区に設置した19工場で焼却処理を行っているが、安定的かつ効率的な全量処理体制が確保できるよう、一部の工場について、老朽化した設備の基幹的設備改良工事を行い、施設の延命化を図るとともに休止中の施設を稼働させる。

粗大ごみと不燃ごみは、多くの区において収集後に金属類や小型家電等を抜き取り、資源化している。また、清掃一組の施設に搬入される粗大ごみについては可燃性残さを一部焼却しており、今後は焼却を拡大し、熱エネルギーの回収と最終処分場の延命を図っていく。清掃一組の施設に搬入される不燃ごみは、水銀含有ごみが含まれている可能性があるため、可燃性残さは埋立処分しているが、平成31年度末を持って廃蛍光管等の埋立処分が出来なくなることから、23区が廃蛍光管等の分別回収等の取組を進めており、今後は焼却の安全性を確認した上で、焼却を行っていく。

練馬区

練馬区における分別区分および処理方法については表3(P14)のとおりである。

練馬区では、廃プラスチックのうち、容器包装プラスチックを分別回収し、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルを行い、それ以外の廃プラスチックは、サーマルリサイクルを行っている。平成19年10月から、モデル回収事業を区内地域の約13%で実施し、その実証確認を踏まえ、平成20年10月から区内全域で本格実施している。

不燃ごみについては、清掃一組が管理運営する中防不燃ごみ処理センター等へ搬入している。練馬区の年間不燃ごみ量は約5,000トンであるが、そのうち、約20%が金属類、約15%が小型家電(9品目以外)と約35%(約1,750トン)が資源化可能物である。

資源回収は、平成8年12月から区内2地域(関町北、関町東)において飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始し、平成15年度から区内全域に拡大した。加えて、平成16年7月からペットボトルの回収を開始し、平成18年度末に区内全域に拡大した。なお、平成19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についてもびん・缶・ペットボトルを有料で回収する事業を開始した。また、使用済み乾電池、ペットボトル、古着・古布については、区立施設、

販売店等における拠点回収を行っており、平成20年6月からは廃食用油の拠点回収を実施し、平成23年9月からは練馬区が指定した9品目の小型家電(携帯電話や携帯ゲーム機器など)を区立施設で回収している。

これら資源の回収運搬は区が委託した民間事業者が行い、民間の中間処理施設に搬入しているが、回収した資源を効率的に中間処理施設に搬入するための 一時保管施設として練馬区資源循環センターを整備した。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、家庭ごみと同じ性状であることから、家庭ごみと同様に焼却処理し、熱エネルギーを回収している。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

清掃一組が処理を行う産業廃棄物の受入れについては、中防粗大ごみ破砕処理施設において、東京都内の中小企業から排出される産業廃棄物(紙くず・木くず・繊維くずのみ)の処理を行っている。

エ 今後の処理体制の要点

東京二十三区

不適正ごみの搬入防止の強化を図り、ごみ処理施設の安定稼働を確保していく。

新たに整備する清掃工場においては、高効率発電設備を導入しエネルギー 回収量の増加を図る。

一部の工場について、基幹的設備改良工事による施設の延命化を図り、今 後も安定した焼却処理を継続していく。

練馬区

練馬区では、不燃ごみの中に含まれる、資源化可能物を効率的に抽出し、資源化を行うとともに、最終処分場の延命にも寄与する。

練馬区におけるすべての不燃ごみは、清掃一組が管理運営する中防不燃ごみ処理センター等へ搬入しているが、約35%が資源化可能物である。循環型社会形成に資するには、不燃ごみの中から資源化可能物を抽出し、資源化施設に搬出するための一時保管施設が必要であることから、練馬区資源循環センター(練馬区谷原1-2-20)の隣地を取得し、拡張整備という形で、(仮称)不燃ごみ資源化センターを整備する。

(4)処理施設の整備

(3)処理体制 (P. 10 参照) に沿った処理を行うため、表 2 のとおり必要な施設整備を行う。

表 2 整備する処理施設

事業	整備施設種類	車 坐 夕	処理	設置	事業	期間
番号	施設名	事業名	能力	予定地	第一期	第二期
1	マテリアルリサイクル推進施設 (仮称)練馬区不燃ごみ資源化セ ンター	練馬区資源循環セン ター拡張整備工事	_	東京都練馬区谷原	令和 2 年度	令和 3 年度

(整備理由)

事業番号1 リサイクルの推進

(5) その他の施策

ア 再生利用品の需要拡大事業

焼却灰溶融により生成した灰溶融スラグは品質管理をJIS規格に準じて行い、 有効利用に努めている。東日本大震災の影響により灰溶融処理施設の一部休止や溶 融飛灰からの資源化処理の検討を休止したため、最終処分場の負荷削減の取組とし て、新たに焼却灰のセメント原料化を進めていく。

練馬区では、区内のリサイクルセンターでのイベントでの生ごみ処理機の展示・紹介や生ごみ堆肥作りなどの環境・リサイクル講座、リサイクル手作り教室などを実施し、普及啓発を行っている。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

各区においてホームページやパンフレット等で普及啓発を行っている。また、小型 家電を拠点回収することにより資源化を促進している。

練馬区では、ホームページやパンフレット等で家電やパソコン等の回収システム の周知を行っている。

ウ 不法投棄対策

各区は、不法投棄撲滅強化月間を定め、不法投棄禁止の立て看板や夜間パトロール、 広報紙やホームページでの啓発活動などを実施している。

また、東京都では、広域的な連絡・監視を充実させるため、近隣の県市とともに「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」(通称「産廃スクラム」)を組織し、相互に情報交換や協力体制を確保している。産廃スクラムでは、取締り等の連携の一環として、産業廃棄物収集運搬車両の広域的な路上調査を行っている。

練馬区では、不法投棄を防止するため、土地の所有者や管理者で希望する方に、不 法投棄看板を貸与するとともに、安全安心パトロールと連携した監視を実施してい る。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

23区では、災害で発生するごみ量の把握、ごみ集積所及び収集作業に必要な人員・資器材の確保に努めるとともに、収集車の通行が確保でき次第、衛生上速やかに処理を必要とするごみを優先して収集する。収集にあたっては中間処理を円滑に行うため、区民に対してごみの分別を呼び掛けていく。

今後は、2 3 区が策定する災害廃棄物処理計画と連携し、災害時に発生する廃棄物の処理体制の強化に努めていく。

練馬区では、平成29年度から災害廃棄物処理体制の構築に取り組んでいる。

オ その他

練馬区では、平成12年度から「循環型社会推進会議」を設置し、区民・事業者・ 区の三者が協働して、リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する 基本的事項を審議している。

表3 練馬区の家庭ごみの分別回収と処理方法の現状と今後

					代り 派派の立りが促しいる。
			現状 (⁵	平成	26年)
			分別区分		処理方法
			可燃ごみ	焼却	【施設:練馬清掃工場・光が丘清掃工場】 熱回収(発電) 所内利用・売却 熱回収(高温水等) 所内利用・売却 金属類の回収 売却 焼却灰 一部埋立
			不燃ごみ	破砕	【施設:中防不燃ごみ処理センター】 選別(金属類回収) 売却 選別(処理残さ) 埋立
			粗大ごみ	呼・選別	【施設:練馬区資源循環センター】 選別:(金属類回収) 売却 選別:(布団回収) 売却 【施設:粗大ごみ破砕処理施設】 選別(金属類回収・再利用家具) 売却 選別(可燃分) 焼却 選別(処理残さ) 埋立
			容器包装プラスチック 古紙 (新聞、雑誌、段ボール)		処理(資源化) 売却
咨	行政回収	街区飲食用びん		Ņ	売却 売却 売却
資源回収	即収	古着・古布 拠 廃食用油 点 乾電池 収 小型家電 蛍光管		サイク	売却 売却 処理(資源化) 売却 処理(資源化)
		集団 回収	団 古紙・びん・缶・古着・古		売却

今後(令和3年度)											
			分別区分		処理方法						
			可燃ごみ	焼却	【施設:練馬清掃工場・光が丘清掃工場】 熱回収(発電) 所内利用・売却 熱回収(高温水等) 所内利用・売却 金属類の回収 売却 焼却灰 一部埋立						
			不燃ごみ	破砕・選別	【施設:(仮称)不燃ごみ資源化センター】 選別(金属類回収) 売却 選別(蛍光管) 処理(資源化) 【施設:中防不燃ごみ処理センター】 選別(金属類回収) 売却 選別(処理残さ) 埋立						
			粗大ごみ		【施設:練馬区資源循環センター】 選別:(金属類回収) 売却 選別:(布団回収) 売却 【施設:粗大ごみ破砕処理施設】 選別(金属類回収・再利用家具) 売却 選別(可燃分) 焼却 選別(処理残さ) 埋立						
			容器包装プラスチック 古紙(新聞、雑誌、段ボール)		処理(資源化) 売却						
咨	行政	路線	区 飲食用びん 線 飲食用缶	リサ	売却 売却 売却						
資源回収	回収	拠点回収	古着・古布 廃食用油 乾電池 小型家電 蛍光管		売却 売却 処理(資源化) 売却 処理(資源化)						
			古紙・びん・缶・古着・ 古布・金属類		売却						

家庭ごみの分別	内容
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、木くず、紙おむつ、生理用品、混紡衣類、化学ぞうきん、廃プラスチック類、ゴム製品類、皮革製品類など
不燃ごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類、使い捨てカイロ、かさなど
粗大ごみ	家具や電化製品などの大型ごみで概ね 30 cm角以上のもの(エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機(衣類乾燥機含む)の家電 4 品目及びパソコンを除く
資源	容器包装プラスチック、古紙(新聞、雑誌、段ボール)、飲食用びん、飲食用缶、ペットボトルなど

(仮称)不燃ごみ資源化センターは令和3年度中の竣工である。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1)計画のフォローアップ

23区は計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて東京都及び国と意見交換をしつつ計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2)事後評価及び計画の見直し

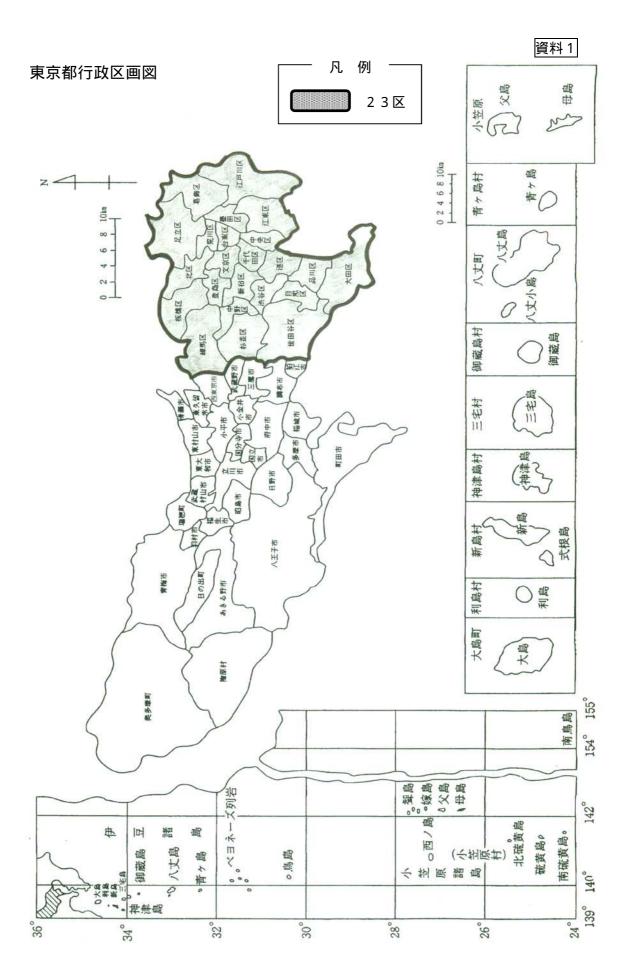
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果をまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

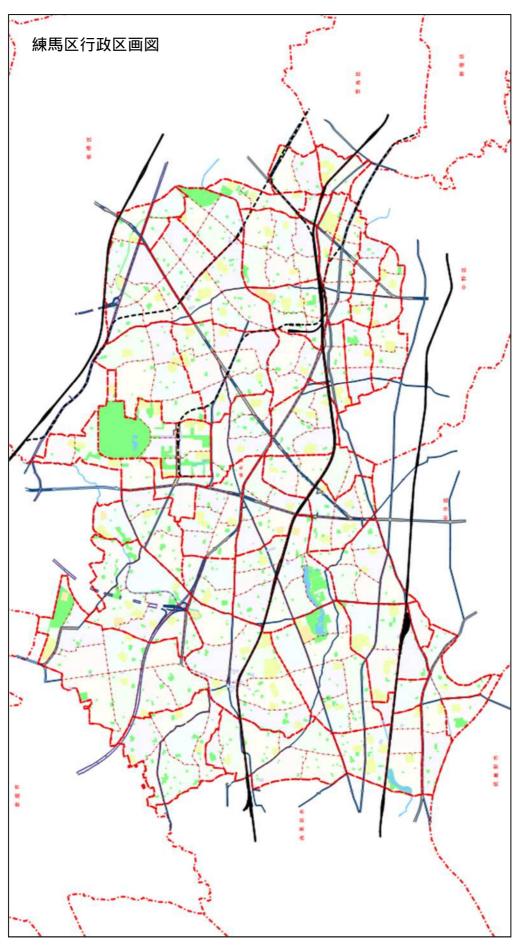
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直す ものとする。

5 添付資料一覧

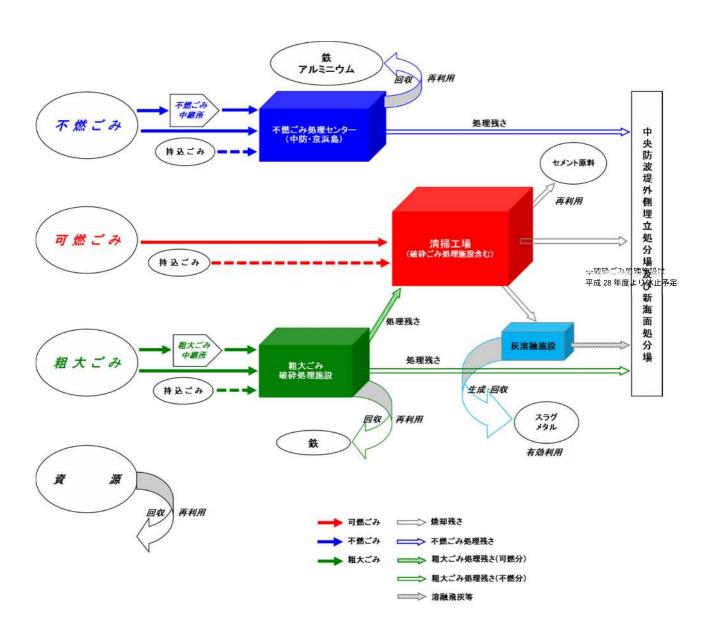
東京都行政区画図(資料1)・・・・・・・・・・・・・・・・・17
23区ごみ処理の流れ(資料2)・・・・・・・・・・・・19
東京二十三区地域(練馬区)の
循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(様式1)・・・・・・・・20
練馬区のごみ量と資源化率の現状と目標(資料3-1)・・・・・・・・・21
練馬区の人口推移 (資料 3 - 2)・・・・・・・・・・・・・22
東京二十三区地域・中継所・中間処理施設・最終処分場施設一覧(資料4)・・・23
東京二十三区地域・中継所・中間処理施設・最終処分場施設配置図(資料 5)・・27
計画地内の施設の状況(資料6)・・・・・・・・・・・・・・28
東京二十三区地域(練馬区)
循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(様式2)・・・・・・・・29
東京二十三区地域(練馬区)
循環型社会形成推進のための施策一覧(様式3)・・・・・・・・・・・30
施設概要(リサイクル施設系)【参考資料様式1】・・・・・・・・・・31





23区ごみ処理の流れ

平成 30 年度現在



様式1

東京二十三区地域(練馬区)の循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(令和2年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	練馬区	(2) 地域内人口	735,212人 (3)			域面積	4	8.08 km²	
(4) 構成市町村等名	練馬区	(5) 地域の要件	人口 面積	沖縄 離島	奄美	豪雪 L	山村 半	島 過疎	その他
(6) 構成市町村に一部事務	6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況 (設立(予定	定)年月日	3:平成12	年4月1日	設立	

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

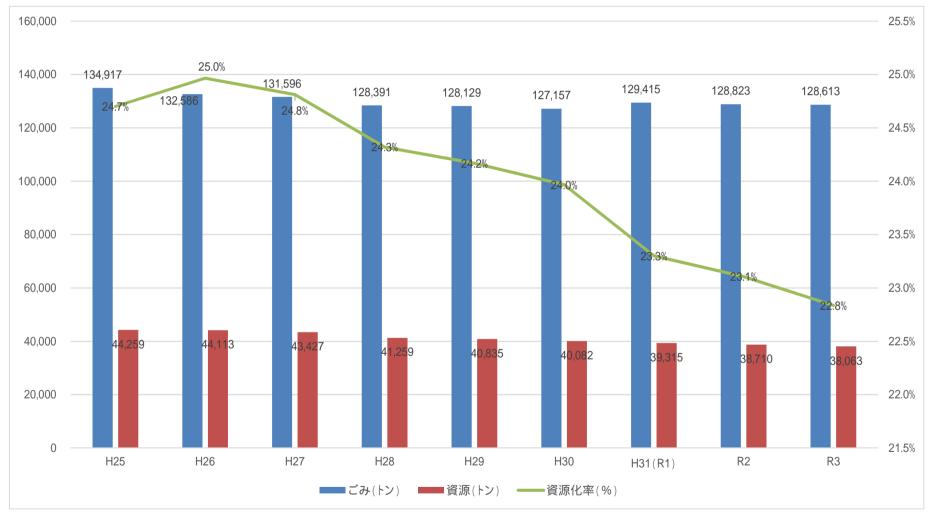
				過去	の状況・現状(丼	出量に対する	副合)			目標
	指標·単位			実	見込み		口 1示			
指標·単位			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
	区収集ごみ量(トン)	134,916.65	132,585.70	131,596.36	128,390.76	128,128.96	127,157.43	129,415.00	128,823.00	128,613.00
排出量	1人当たりの排出量(kg/人)	190	186	183	178	176	174	177	176	175
	総排出量(トン)	179,175.42	176,698.49	175,023.54	169,650.21	168,964.13	167,239.10	168,730.00	167,533.00	166,676.00
西火利田島	直接資源化量(トン)	32,105.47	32,036.04	31,626.65	30,252.16	29,952.56	29,734.99	29,624.00	29,168.00	28,681.00
再生利用量	総資源化量(トン)	44,258.77	44,112.79	43,427.18	41,259.45	40,835.17	40,081.67	39,315.00	38,710.00	38,063.00
	人口		711,212	718,505	723,145	727,865	731,995	730,731	732,787	734,495

別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(資料3 - 1、3 - 2)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

				現有施記	殳の内容								
施	設種別	事業主体	形式及び 処理方法	補助の 有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止 新設理由	形式及び 処理方法	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	備考	
	練馬区資源循環センター	練馬区	ストックヤード	有	900m²	H22.11							
	関町リサイクルセンター			無	810m²	H9.3							
マテリアルリサイク	春日町リサイクルセンター		練馬区		無	837m²	H14.10						
ル推進施設	豊玉リサイクルセンター				無	717m²	H21.3						
	大泉リサイクルセンター			無	1,162 m²	H29.3							
	(仮称)不燃ごみ資源化センター							不燃ごみ資源 化のため	ストックヤード	R4.1	980 m²		

練馬区のごみ量と資源化率の現状と目標



平成30年までは実績、平成31年(令和元年)以降は推計値である。

人口は各年の1月1日の人口。平成30年までは実績、平成31年(令和元年)以降は推計値である。外国人登録含む。

東京二十三区地域 中継所・中間処理施設・最終処分場施設一覧

(平成30年10月現在)

1 東京二十三区清掃一部事務組合の施設

(1)清掃工場

				I	期	敷地面積	建設費		設 計 最高発熱	規 模	焼却能		余	熱 利 用
	工場名	所 在 地	電話番号	着 工年 月	しゅんエ 年 月	約 m ²	百万円	炉 型 式	量 kJ/kg	(炉・基数)	力 t / 日	発電出力 k W		給 熱
	有 明	江東区有明二丁目3-10	(3529)3751	平 3. 4	平 7. 12	24,000	41,695	マルチン式	14,200	400 t / 24 H (200 t × 2)	400	5,600	蒸気 高温水	給 熱 (地 域 冷 暖 房) 有 明 ス ポ ー ツ セ ン タ ー
	千 歳	世田谷区八幡山二丁目7-1	(3302)2590	平 3. 12	平 8. 3	17,000	27,311	川 崎 式サン型	12,100	600 t / 24 H (600 t × 1)	600	12,000	高温水	千歳温水プール
	江戸川	江戸川区江戸川二丁目10	(3676)4446	平 4. 12	平 9. 1	27,000	34,216	フェルント 式	12,100	600 t / 24 H (300 t × 2)	600	12,300	温 水	くつろぎの家
	墨田	墨田区東墨田一丁目10-23	(3613)5311	平 6. 7	平10. 1	18,000	33,300	デ・ロール 式	13,000	600 t / 24 H (600 t × 1)	600	13,000	高温水	す み だ 健 康 ハ ウ ス す み だ ス ポ ー ツ 健 康 セ ン タ ー
	北	北区志茂一丁目2-36	(3598)5341	平 5. 4	平10. 3	19,000	33,403	マルチン式	12,100	600 t / 24 H (600 t × 1)	600	11,500	高温水	元気ぶらざ
700	新江東	江東区夢の島三丁目1 - 1	(5569)5341	平 6. 7	平10. 9	61,000	87,931	タ ク マ 式 H N 型	13,400	1,800 t / 24H (600 t ×3)	1,800	50,000	高温水蒸 気	東 京 ス ボ ー ツ 文 化 館 ・ 都立夢 の 島 熱 帯 植 物館 ・ 東 京 辰 巳 国 際 水 泳 場
稼	港	港区港南五丁目7 - 1	(5479)5300	平 7. 3	平11. 1	29,000	44,805	マルチン式	13,400	900 t / 24 H (300 t × 3)	600	22,000	1	
働	豊島	豊島区上池袋二丁目 5 - 1	(3910)5300	平 7. 9	平11. 6	12,000	16,977	流動床炉 散気管式	13,400	400 t / 24 H (200 t × 2)	400	7,800	高温水	健 康 プラ ザ と し ま
清	渋 谷	渋谷区東一丁目35-1	(3498)5311	平10. 4	平13. 7	9,000	13,310	流動床炉 旋回流型	13,400	200 t / 24 H (200 t × 1)	200	4,200	-	
掃	中央	中央区晴海五丁目 2 - 1	(3532)5341	平10. 4	平13. 7	29,000	29,400	デ・ロール 式	13,400	600 t / 24 H (300 t × 2)	600	15,000	蒸気	ほっとプラザはるみ
エ	板 橋	板橋区高島平九丁目48- 1	(5945)5341	平11. 12	平14.11	44,000	29,828	W + E 式 ・電気式灰溶融炉付	12,100	600 t / 24 H (300 t × 2)	600	13,200	高温水	板橋特別支援学校・高島平温水プール・熱帯 環境植物館・高島平ふれあい館
場	多摩川	大田区下丸子二丁目 3 3 - 1	(3757)5383	平12. 3	平15. 6	32,000	15,599	回転ストーカ炉 ・燃料式灰溶融炉付	12,100	300 t / 24 H (150 t × 2)	300	6,400	高温水	矢口区民センター
	足立	足立区西保木間四丁目 7 - 1	(3859)4475	平11. 12	平17. 3	37,000	28,035	H P C C 型 ・電気式灰溶融炉付	12,100	700 t / 24 H (350 t × 2)	700	16,200	高温水	スイムスポーツセンターうきうき館・ 老人会 館 悠々会館・足立清掃事務所
	品川	品川区八潮一丁目4-1	(3799)5353	平14. 9	平18. 3	47,000	27,500	デ・ロール式 ・燃料式灰溶融炉付	12,100	600 t / 24 H (300 t × 2)	600	15,000	高温水	給 熱 (地 域 冷 暖 房)
	葛 飾	葛飾区水元一丁目20-1	(5660)5389	平15. 6	平18. 12	52,000	15,770	火格子焼却炉 ·電気式灰溶融炉付	12,100	500 t / 24H (250 t × 2)	500	13,500	高温水	水元総合スポーツセンター体育館・水元学び 交流館・いこいの家
	世田谷	世田谷区大蔵一丁目1-1	(3416)5335	平16. 7	平20. 3	30,000	16,685	ガス化溶融方式 ・電気式灰溶融炉付	12,100	300 t / 24 H (150 t × 2)	300	6,750	蒸 気	世田谷美術館
	大 田	十四区方派自二丁日(1	(3799)5311	平22. 6	平26. 9	02 000	18,797	タ ク マ 式 S N F 型	14,800	600 t / 24 H (300 t × 2)	600	22,800	-	
	大田第一	大田区京浜島三丁目6-1	(3599)5310	昭62. 3	平 2 . 3	92,000	19,824	タ ク マ 式 H N 型	12,600	600 t / 24 H (200 t × 3)	600	12,000	1	
	練馬	練馬区谷原六丁目10-1	(3995)5311	平22. 12	平27. 11	15,000	18,908	ハイハ[*] -21スト-カ	14,300	500 t / 24 H (250 t × 2)	500	18,700	高 温水	三原台温水プール、三原台児童館、三原台敬 老館(予定)
	杉 並	杉並区高井戸東三丁目 7 - 6	(3334)5301	平24. 9	平29. 9	36,000	28,355	デ・ロール式	14,300	600 t / 24 H (300 t × 2)	600	24,200	温 水	高井戸地域区民センター、高井戸温水プー ル、高齢者活動支援センター

- 注1 建設費は主体工事に要した経費である。
- 2 給熱欄の高温水・低温水は、給熱媒体として、循環使用している。 3 大田清掃工場第一工場は休止している。

24

(2)灰溶融処理施設

			I	期	敷地面積	建設費		規模
施設名	所 在 地	電話番号	着工	しゅんエ	方以・心田作具	廷权員	形 式	/元1天
			年 月	年 月	約 m ^²	百万円		t /日×基
板橋清掃工場	板橋区高島平九丁目48-1	(5945)5341	平 11. 12	平 14.11			電気式灰溶融炉	90 × 2
多摩川清掃工場	大田区下丸子二丁目33-1	(3757)5383	平 12. 3	平 15.6			燃料式灰溶融炉	30 × 1
足立清掃工場	足立区西保木間四丁目7-1	(3859)4475	平 11. 12	平 17.3			電気式灰溶融炉	65 × 2
品川清掃工場	品川区八潮一丁目 4 - 1	(3799)5353	平 14. 9	平 18.3			燃料式灰溶融炉	90 × 2
葛飾清掃工場	葛飾区水元一丁目20-1	(5660)5389	平 15.6	平 18.12			電気式灰溶融炉	55 × 2
中防灰溶融施設	江東区青海二丁目地先	(3599)5310	平 15.6	平 18.12	21,000	18,375	電気式灰溶融炉	100 × 4
世田谷清掃工場	世田谷区大蔵一丁目1-1	(3416)5355	平 16.7	平 19.12			電気式灰溶融炉	60 × 2

中防灰溶融施設は、灰溶融を休止し飛灰固化を行っている。 板橋、足立、品川及び世田谷清掃工場は、灰溶融炉を休止している。 (1)清掃工場一覧参照

(3)スラグ貯留施設

			I	期	敷地面積	建設費
施 設 名	所 在 地	電話番号	着 工 年 月	しゅんエ 年 月	約 m ^²	百万円
多摩川スラグ貯留施設(多摩川清掃工場)	大田区下丸子二丁目 3 3 - 1	(3757)5383	平15.11	平16.3	580	133
板橋スラグ貯留施設(板橋清掃工場)	板橋区高島平九丁目48-1	(5945)5341	平15.11	平16.3	1,350	210
足立スラグ貯留施設(足立清掃工場)	足立区西保木間四丁目7 - 1	(3859)4475	平17.7	平18.3	797	186
品川スラグ貯留施設(品川清掃工場)	品川区八潮一丁目4-1	(5755)2585	平17.7	平18.3	1,261	277
葛飾スラグ貯留施設(葛飾清掃工場)	葛飾区水元一丁目20-1	(5660)3685	平17.7	平18.3	1,150	211

(4)不燃ごみ処理施設

施設名	所 在 地	電話番号	着工年月	期 竣工 年月	·敷地面積 約 ㎡	建設費 百万円	形式	規模 t / 日 ×基	備考
中防不燃ごみ処理センター 第二プラント	江東区青海二丁目地先	(3599)5310	, ,,	平 8.10	68,000	12,050	横型回転衝撃式	1,900 (900 × 2+100)	
京浜島不燃ごみ処理センター	大田区京浜島三丁目7-1	(3799)5311	平 6.12	平 8.11	46,000	18,700	竪型回転衝撃式	600(150 × 4)	

(5)粗大ごみ処理施設

施 設 名	所 在 地	電話番号	工 着 工 年 月	期 しゅんエ 年 月	敷地面積 約 ㎡	建設費 百万円	形 式	規模 t / 日 × 基	備考
粗大ごみ破砕処理施設	江東区青海二丁目地先	(3599)5310		昭54.6	33,000	1,650	竪型回転衝撃式	696(256.8 × 2 + 2.4)	
破砕ごみ処理施設	7 从来应自将二丁百亿九	(5555)5510	平 2.7	平 4.7	5,000	6,400	流動床	180(180 × 1)	

破砕ごみ処理施設は休止している。

(6)し尿の下水道投入施設

施設名	所 在 地	電話番号	工 着 工 年 月	期 しゅんエ 年 月	敷地面積 約 ㎡	建設費 百万円	形 式	規模 t / 日	備考
品川清掃作業所	品川区八潮一丁目4-11	(3790)4787	平 9.10	平11. 1	7,000	1,821	希釈処理 (工場汚水処理水・ 還元水及び薬液)	100	施設名変更 (平成17年4月1日) 大井清掃作業所 品川清掃作業所

2 区の施設

(1)資源ごみ処理施設

区名	施設名	所 在 地	処理能力 t/日 (規模)t	しゅん工年月	電話番号
港区	港資源化センター	港区港南 5 - 7 - 1	27.5t/日 (5t+6.5t+4t+12t)	平11.4	(3450)8273
江東区	江東区リサイクルパーク	江東区新木場2-7-6	73.92 t/日 (73.92t×1)	平21.10	(5569)2460
品川区	品川区資源化センター	品川区八潮1-4-1	143.2t/日 (143.2t×1)	平4.9	(3799)3440
世田谷区	世田谷区資源循環センター	世田谷区大蔵 1 - 1 - 1 2	26t/日 (26t×1)	平20.4	(5432)2928
板橋区	板橋区立リサイクルプラザ	板橋区舟渡4-16	30t/日 (30t×1)	平18.1	(3558)5374

(2)中継所

区名	施設名	所 在 地	電話番号
千代田区	三崎町中継所(船舶中継)	千代田区三崎町三丁目9-3	3251-0566
新宿区	新宿中継・資源センター(陸上)	新宿区大久保三丁目7-42	5285-1108
北区	堀船清掃作業所(船舶中継)	北区堀船三丁目3-1	3919-6381
葛飾区	コンテナ中継所 (陸上)	葛飾区高砂一丁目 1 - 1	5698-6620

3 東京都の施設

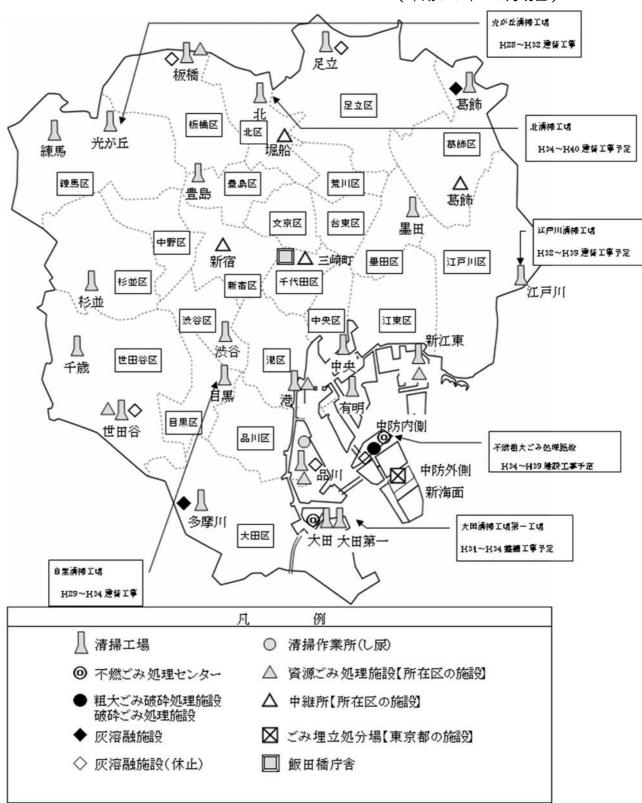
(1) 最終処分場

施設名	所 在 地	全 体 容 量 m ³	埋立開始	埋立完了	備考	電話番号
中央防波堤外側埋立処分場	江東区青海三丁目地先	47,580,000	昭52.10	-		(5531)3701
新海面処分場	江東区青海三丁目地先	97,440,000	平10.12	-	廃棄物等は 45,770,000 m³	(5531)3701

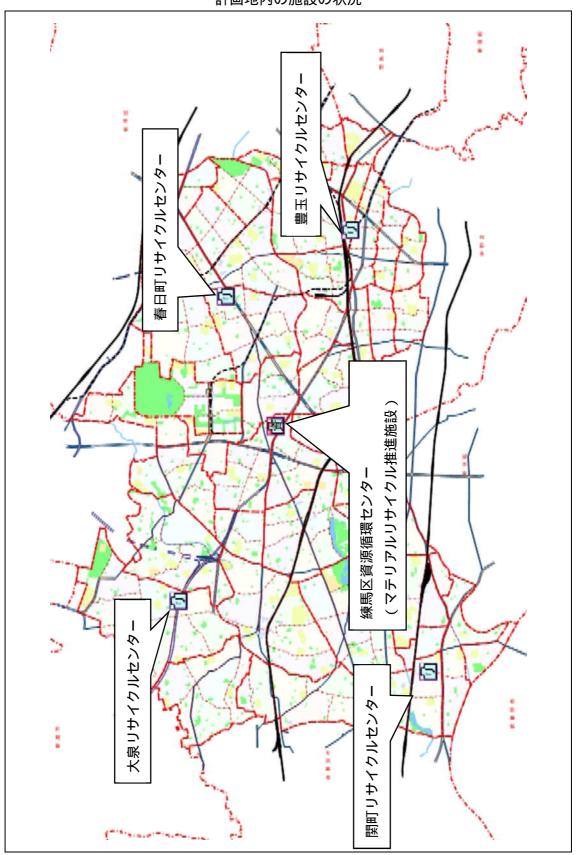
資料5

東京二十三区地域 中継所・中間処理施設・最終処分場 施設配置図

(平成30年10月現在)



計画地内の施設の状況



様式2

東京二十三区地域(練馬区)の循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(令和2年度)

	事業種別			規	模	事業	期間		4	総事業	費(千円	3)				補助	対象事	業費(千円)			備考
	事業名称	事業 番号	事業主 体名称		32 /A	開始	407	上段:計画期間			今期			次期	上段∶計画期間			今期			次期	
	争耒右仰				早1世	用妇	《 令】	下段∶総事業費	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	令和2 年度	令和3年度 以降	下段∶総事業費	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	令和2 年度	令和3年度 以降	
再	生利用に関する事業																					
	リサイクルセンター・ストックヤード整備	1	練馬区	980	m²	R2	R3	373,900 (938,210)					373,900	(564,310)	373,900 (938,210)					373,900	(564,310)	
	슴 計							373,900 (938,210)	1	-	0	0		(564,310)	373,900 (938,210)			1	-	373,900 0	(564,310)	

様式3

東京二十三区地域(練馬区)の循環型社会形成推進のための施策一覧

佐华 種別	事業番	施策の名称	施策の概要	実施		期間期間	交付金			事業計画	1		備
施策種別	号	ル東の石が	ル束の似女	主体	開始	終了	必要の 要否	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	考
発生抑制、 再利用の 推進に関	11	有料化	ごみ減量と資源化の徹底が期待されることから、 今後の重要な課題として他区の動向を注視しつ つ、検討していく。	練馬区	H28	R2			51 	き続き検	i 討		
するもの	12	環境教育、普 及啓発	主に4年生を対象とした模擬ごみの分別体験や「ふれあい環境学習」を実施している。	練馬区	H28	R2				事業実施	i i		
	13	マイバッグ・レ ジ袋対策	東京都が主催するレジ袋削減に向けた意見交 換会等の動向を注視している。	無区	H28	R2			51 -	き続き注	視		
	14	再使用	リサイクル・マーケットに対して、PRなどの支援や、主催者養成講座を実施している。大型生活用品リサイクル情報掲示板を区立施設に設置し、リサイクル情報交換の場を区民に提供している。 粗大ごみとして収集した家具類のうち、再使用可能となるものを練馬区資源循環センターで簡別な修理・清掃を行い、区内4か所のリサイクルセンターで再使用品等の展示販売を行っている。	練馬区	H28	R2			1	事業実施	5		
	15	資源回収	集団回収を実施する団体に対して、報奨金および作業用品の支給等を行い、区民が実施する資源回収の促進を支援している。	練馬区	H28	R2			1	事業実施	<u> </u>		i
	16	家庭用ごみ 減量器具等 への補助	家庭用生ごみ処理機、コンポスト化容器および ディスポーザーの購入費を一部助成している。	練馬区	H28	R2] 	事業実施	<u> </u>		
事業系ご みの発生 抑制等に 関するもの	17		管轄する各清掃事務所と優良事例の案内方法 や事業者に対する表彰方法について検討している。廃棄物管理責任者講習会を年2回実施し、 一定の頻度で事業者への指導を行っている。	練馬区	H28	R2			1	事業実施	<u>.</u>		
処理体制に関するもの	21	練馬区におけ る家庭ごみの 処理体制	容器包装プラスチックの分別回収事業を、平成20年10月から区内全域で本格実施している。 飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回 収を平成15年度から区内全域で開始した。加えて、ペットボトルの回収を平成18年度末から区内全域で開始した。		H28	R2			;	事業実施	<u>i</u>		
処理施設 の整備に 関するもの	1	マテリアルリ サイクル推進 施設	リサイクルセンター・ストックヤードを整備する。	練馬区	H28	R2						建築工事	
その他	41	再生利用品 の需要拡大 事業	区内のリサイクルセンターでのイベントでの生ご み処理機の展示・紹介や生ごみ堆肥作りなどの 環境・リサイクル講座、リサイクル手作り教室など を実施しいる。		H28	R2			;	事業実施	Ē		
	42	廃家電のリサ イクルに関す る普及啓発	ホームページやパンフレット等で家電やパソコン 等の回収システムの周知を行っている。		H28	R2			i :	事業実施	<u> </u>		
	43	不法投棄対策	不法投棄を防止するため、土地の所有者や管理者で希望する方に、不法投棄看板を貸与するとともに、安全安心パトロールと連携した監視を実施している。		H28	R2				事業実施			
	44	災害時の廃 棄物処理に 関する事項	平成29年度から災害廃棄物処理体制の構築に 取り組んでいる。		H28	R2				事業実施	i i		
		その他	平成12年度から「循環型社会推進会議」を設置 し、区民・事業者・区の三者が協働して、リサイク ルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関 する基本的事項を審議している。		H28					事業実施	i i		

処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

【参考資料様式1】

施設概要(リサイクル施設系)

都道府県名 東京都

(1)	事業主体名	練馬区
(2)	施設の名称	(仮称)練馬区不燃ごみ資源化センター
(3)	工期	令和2~3年度
(4)	施設規模	所在地 練馬区谷原一丁目 約 980 ㎡
(5)	処理方式	
(6)	地域計画内の役割	練馬区の年間不燃ごみ量は約5,000トンであるが、そのうち、約20%が金属類、約15%が小型家電(9品目以外)と約35%(約1,750トン)が資源化可能物である。収集した不燃ごみの中から資源化可能物を効率的に抽出し、資源化施設に搬入するための一時保管施設として(仮称)練馬区不燃ごみ資源化センターを整備する。 当該用地で資源化可能物を抽出することにより、循環型社会の形成はもちろんのこと、最終処分場の延命にも寄与することができる。
(7)	廃焼却施設解体工事の有無	無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	資源(金属、小型家電(9品目以外))
-------------	--------------------

(9) 事業計画額	373,900 千円
	(564,310千円:次期計画)
	(938,210千円:総事業費)